

のしるの国保

令和6年
3月25日
発行

発行 能代市市民福祉部 市民保険課 電話 89-2166

40歳～74歳の国保加入の方へ

毎年受けよう！！

特定健康診査



©能代市

令和6年度の**特定健康診査受診券**を4月中旬以降に送付します。
特定健診は**年1回無料**です。年に1度の体のチェックで、健康維持につなげましょう！

受診券が届いたら…

- ①健診実施機関に直接**申し込み**ます。
- ②**受診**します。
「受診券」と「保険証」を忘れずに！
- ③**結果を確認**します。

約1～2か月後、結果が届きます。結果によっては、特定保健指導のご案内をします。

<主な検査項目>

身長、体重、腹囲、BMI（肥満度）測定、血圧測定、肝機能検査（AST、ALT、 γ -GTP）、
血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）、血糖検査（空腹時血糖、
HbA1c）、尿検査（尿糖、尿たんぱく）、クレアチニン、尿酸

※上記のほかにも、無料で受けられる「がん検診」があります。受診を希望する健診実施機関にご確認ください。

勤務先で健康診断を受けている国保加入の方へ（お願い）

パートやアルバイト先で健康診断を受けている場合は、あらためて特定健康診査を受診する必要はありませんが、健康診断の結果を能代市国保（☎89-2166）へご提供ください。提供いただいた健診結果は、能代市の健診結果のデータ集約・分析に活用しています。ご提供いただいた方には粗品を差し上げています。

国保への加入・脱退の手続きはお早めに！

春は進学や就職の季節です。能代市への転入や他の市区町村への転出、会社の健康保険に入ったとき、退職して会社の健康保険をやめたときなどは、**14日以内**に国保の加入・脱退の手続きをしましょう。お早めに市役所窓口で手続きをお願いします。

	どんなとき	必要なもの(ほかに下記の共通して必要なものがあります)
国保に加入する(入る)とき	他の市区町村から転入してきたとき	—
	会社などの健康保険をやめたとき、被扶養者に該当しなくなったとき	健康保険の資格喪失証明書
	子どもが生まれたとき(※1)	—
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国保を脱退する(やめる)とき	他の市区町村へ転出するとき	保険証
	会社などの健康保険に入ったとき、被扶養者になったとき	国保の保険証、会社の新しい保険証または加入を証明できるもの
	死亡したとき	保険証、高齢受給者証、限度額認定証、喪主の預金通帳
	生活保護を受けるとき	保険証、保護開始決定通知書
その他	市内で住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証
	大学など学校へ入るために子どもが他の市区町村へ転出したとき(※2)	保険証、在学証明書

※1 能代市国保にご加入の方が出産された場合、出産育児一時金の申請ができます。詳しくは国民健康保険係(☎89-2166)にお問い合わせください。

※2 ㊟と表示されている保険証を持っている方は、有効期限が令和6年3月31日までとなっていますので、令和6年4月1日以降も引き続き在学するときは、更新の手続きが必要です。

★共通して必要なもの★

本人確認書類を忘れずに！

①世帯主と対象者のマイナンバーカードまたは通知カード

※通知カードは、氏名・住所等に変更がない場合

②本人確認書類

1点でよいもの……マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など

2点が必要なもの…医療受給者証、健康保険被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証など

※別世帯の人が代理で手続きをする場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。



【届け出窓口】 市民保険課国民健康保険係(本庁舎①～④番窓口) ☎89-2166

ニツ井地域局市民福祉課(ニツ井町庁舎②番窓口) ☎73-2114

よくあるお問い合わせにお答えします



会社を辞めたのですが、次の勤め先が決まっていません。
健康保険はどうしたらいいですか？

国民健康保険係

次の3つの方法があります。

- ① **ご家族の健康保険の被扶養者になる。**
→ご家族のお勤め先にご相談ください。
- ② **これまで加入していた健康保険を任意継続する。**
→継続する健康保険にご相談ください。
- ③ **国民健康保険に加入する。**
→手続きに必要なものは、2ページをご覧ください。



国保に入りたいのですが、「健康保険資格喪失証明書」が
ありません。今すぐ病院に行きたいのですが…

「健康保険資格喪失証明書」は勤めていた会社に連絡し、
入手してください。
病院には、「健康保険の変更手続き中です」と伝え、病院の
指示に従ってください。



会社の健康保険に入りました。
国保をやめる手続きも会社でやってくれますか？

会社では国保の手続きはしません。
**新しい保険証ができたなら、ご自身で国保をやめる手続き
をする必要があります。**
手続きに必要なものは、2ページをご覧ください。



会社に就職しましたが、保険証がまだ届きません。
国保の保険証で病院を受診してもいいですか？

**就職した日（会社の健康保険に入った日）から国保の保
険証で受診することはできません。**病院を受診するときは
「健康保険の変更手続き中です」と伝え、病院の指示に
従ってください。
※**国保の保険証で受診した場合は、医療費の保険給付
額（7～8割）を返納していただくことになります。**
（4ページをご覧ください）

ご注意ください!!

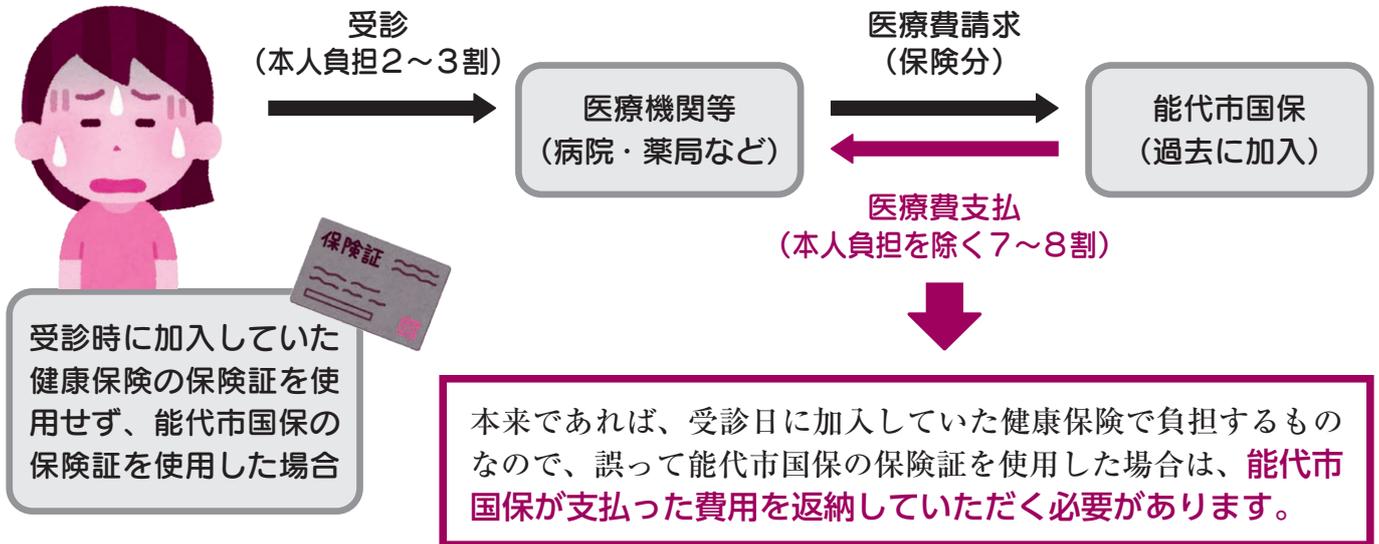


資格喪失後の受診による医療費の返納について

★次のような場合には医療費の返納が必要になります

(例) 会社の健康保険に入ったが、保険証が届かなかったので、国保の保険証で受診した。

(例) 家族の扶養になる手続きをしたが、保険証が届かなかったので、国保の保険証で受診した。



※扶養になる手続きをした場合は、扶養認定日がいつになるのかをあらかじめ加入する健康保険に確認しておく、保険証の誤使用を防ぐことができます。

リフィル処方箋について

リフィル処方箋とは

最大3回まで繰り返し使用できる処方箋のことです。

主に慢性疾患などの症状が安定していて、長期間の処方が可能と医師が判断した患者さんが対象になります。

患者さんにとっては、通院にかかる時間や費用などが軽減できるメリットがあります。

リフィル処方箋を希望される場合は、かかりつけ医に相談しましょう。

※主な慢性疾患：高血圧症、脂質異常症（高脂血症）、高尿酸血症（痛風）、逆流性食道炎、便秘症、花粉症など

※リフィル処方箋には、「リフィル可」欄に医師のチェックが入っています。

※向精神薬や湿布薬など、一部の薬はリフィル処方箋の対象外となります。



リフィル処方箋の使い方

< 1 回 目 > 処方箋の交付日から4日以内に薬局で調剤してもらいます。調剤後は、薬局からリフィル処方箋が返却されますので、大切に保管しましょう。紛失した場合は、再度診察が必要になります。

< 2回目以降 > リフィル処方箋に書かれている調剤予定日の前後7日以内に薬局へリフィル処方箋を持参して、調剤してもらいます。

※継続的な薬学的管理指導を受けるため、同一の薬局で調剤してもらうことが推奨されています。